

## 岩手県における新型コロナウイルス感染症患者の「全数把握」について

### 【要旨】

岩手県は、新型コロナウイルス感染者の「全数把握」について「**全数把握の継続**」を基本とし、重症化リスクの高い方へのサポートに注力しつつ、診療・検査医療機関の負担を減らす取組を実施します。

### 1 岩手県の対応

新型コロナウイルス感染者の「全数把握」については、65歳以上や基礎疾患など重症化リスクの高い方に対するサポートに注力しつつ、**発生届を登録することによる療養証明書の発行や健康サポートを継続して実施**していくこと必要と考えられることから以下のとおりの取扱とする。

- (1) 感染状況が現状のレベルで推移する場合は医療機関で入力を行う HER-SYS による「**全数把握**」を継続する。これにより、陽性者を確認することが可能となり、陽性者には MY HER-SYS を登録していただくことで、療養証明書の発行が継続して実施可能となる。
- (2) 厚生労働省の通知に基づき発生届の重点化を行う「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、コロナ治療薬の投与又は酸素投与必要と医師が判断する方」「妊婦の方」以外の**重症化リスクの低い方**の HER-SYS 入力を従前の約 40 項目から 7 項目とし、**診療・検査医療機関の負担を減らす**。  
(7 項目：①報告年月日(発症日)、②類型(患者、疑い例など)、③氏名、④性別、⑤生年月日、⑥当該者所在地(市町村名)、⑦電話番号)
- (3) **健康フォローアップセンター**での軽症者を含む自宅療養者の健康観察及び症状が悪化した際のサポートを継続していく。

今後も、医療費の公費負担、療養証明書、MY HER-SYS 等による健康観察については従前どおり対応する。

### 2 発生届 (HER-SYS 入力) 見直しの運用開始日

令和 4 年 9 月 1 日 (木) ※県から診療・検査医療機関に対し連絡予定

### 3 その他

「全数把握」の取扱については、今後も厚生労働省からの関係政令の公布内容などを確認し、必要な見直しについて検討する。